

【改正後全文】

厚生省発児第107号  
昭和61年5月15日

第1次改正、第2次改正  
第3次改正、第4次改正  
第5次改正、第6次改正  
第7次改正、第8次改正  
第9次改正、第10次改正  
第11次改正、第12次改正  
第13次改正、第14次改正  
第15次改正、第16次改正  
省 略

厚生省発児第128号  
平成12年11月21日  
厚生労働省発雇児第0215002号  
平成14年2月15日  
厚生労働省発雇児第0329010号  
平成14年3月29日  
厚生労働省発雇児第0328011号  
平成15年3月28日  
厚生労働省発雇児第0331024号  
平成16年3月31日  
厚生労働省発雇児第0331010号  
平成17年3月31日  
厚生労働省発雇児第0331009号  
平成18年3月31日  
厚生労働省発雇児第0330020号  
平成19年3月30日  
厚生労働省発雇児第0331003号  
平成20年3月31日  
厚生労働省発雇児第0403001号  
平成21年4月3日  
厚生労働省発雇児0324第13号  
平成22年3月24日  
厚生労働省発雇児0405第4号  
平成24年4月5日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生事務次官

#### 放課後児童クラブ整備費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「放課後児童クラブ整備費交付要綱」により行うこととされ、昭和61年4月1日より適用することとされたので通知する。

なお、昭和53年6月9日厚生省発児第120号「児童センター整備費の国庫補助について」は、廃止する。

おって、昭和60年度分以前については、なお従前の例によるものとする。

## 別 紙

### 放課後児童クラブ整備費交付要綱

#### (通 則)

1. 放課後児童クラブ整備費の国庫補助については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

#### (交付の目的)

2. この補助金は、子どものための手当の支給に関する法律（昭和46年法律第73号）第29条の2に規定する子ども育成事業として、放課後児童クラブの整備の促進を図ることにより児童の福祉の増進に資することを交付の目的とする。

#### (定 義)

3. この要綱において「放課後児童クラブ」とは平成19年3月30日18文科生第587号・雇児発第0330039号文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別添2「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づく事業（以下「放課後児童健全育成事業」という。）を実施するための施設をいう。
4. この要綱において「施設整備」とは、次の表の整備区分に掲げる整備内容をいう。

整備区分	整 備 内 容
創 設	新たに施設を整備すること。

#### (交付の対象)

5. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。
  - (1) 指定都市及び中核市が設置する3に定める放課後児童クラブの創設のための施設整備
  - (2) 市町村（特別区を含み指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）が設置する3に定める放課後児童クラブの創設のための施設整備に対し、都道府県が行う補助
  - (3) 社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、及び特例財団法人が設置する3に定める放課後児童クラブの創設のための施設整備に対し、都道府県、

指定都市又は中核市が行う補助

(4) その他厚生労働大臣が特に必要と認める放課後児童クラブの施設整備

(補助の対象外)

6. この補助金は、次に掲げる費用については補助対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用
- (4) その他整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

7. この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 指定都市及び中核市設置分

別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と第1欄の区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「補助基本額」という。）に3分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(2) 市町村設置分

7の(1)に定める方法と同様の方法により算定した補助基本額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が行った補助の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(3) 社会福祉法人等設置分

7の(1)に定める方法と同様の方法（ただし、その費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額は控除しないものとする。）により算定した補助基本額に3分の2を乗じて得た額と都道府県、指定都市又は中核市が行った補助の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(交付の条件)

8. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - ア. 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
  - イ. 建物等の用途
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙9により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣に報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (9) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙5の様式による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかななければならない。
- (10) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県、指定都市又は中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (12) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、JKA若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。
- (13) 都道府県、指定都市又は中核市が、市町村又は社会福祉法人等に対して間接補助金を交付する場合には(1)から(9)に掲げる条件（ただし、社会福祉法人等については(9)の調書に替えて「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。」の条件を加える。）を付さなければならない。  
この場合において、(1)、(2)、(3)、(4)、(6)及び(8)中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長」と、(5)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認」と、(6)中「国庫」とあるのは、「都道府県、指定都市又は中核

市」と、それぞれ読み替えるものとする。

(14) (13)により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(15) 市町村又は社会福祉法人等から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

#### (申請手続)

9. 補助金の交付の申請は、別紙1から2の様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度8月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

#### (変更申請手続)

10. 補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、9に定める申請手続に従い、毎年度別に指示する期日までに行うものとする。

#### (交付決定までの標準的期間)

11. 厚生労働大臣は、9若しくは10による申請書が到達した日から起算して原則として120日以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

#### (補助金の概算払)

12. 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

#### (状況報告)

13. 施設整備に係る工事に着工したときは、別紙6の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙7の様式により毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

#### (実績報告)

14. 補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。

別紙3又は4の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日(8の(3)又は(14)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙8の様式による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

#### (補助金の返還)

15. 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超

える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

16. 特別の事情により、7、9、10及び14に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

## 別 表

## 算 定 基 準


1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基 準 額	5 対 象 経 費
施 設 整 備 費	創 設	工 事 費	21,504千円	放課後児童クラブの施設整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等を行い、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）

別紙 1

5 (1) の放課後児童クラブの直接補助の場合

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

指定都市の長  
中核市の長 

平成 年度放課後児童クラブ整備費補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 施設の名称
- 3 申請額算出内訳 別紙(1)のとおり
- 4 事業計画 別紙(2)のとおり

(添付書類)

- ・ 指定都市又は中核市の歳入歳出予算書(見込書)抄本



放課後児童クラブ整備費申請額算出内訳

(整備区分：創設)

(施設の名称)

区	分	総事業費		対象経費の実支出(予定)額			差引額 (A-E)	算定基準による算定額			国庫補助 額	国庫補助 金
		A	円	単価	金額	金額		単価	金額	J		
		B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	
工	工事費	m <sup>2</sup>										
工	工事務費											
	初度設備相当加算											
	(小計)											
	その他の工事費											
	合計											

- (注) 1 B欄には、施設整備費の工事費の対象面積を記入すること。  
 2 C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。  
 3 工事事務費のD欄には、A欄の金額と工事費のD欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。  
 4 J欄には、D欄、F欄及びI欄の金額を比較して最も少ない金額を記入すること。  
 5 K欄には、J欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

別紙(2)

事業計画

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称

(2) 所在地

(3) 事業の目的及び効果

(4) 設置主体及び経営主体

(5) 利用(1日当たり予定)人員

乳幼児	_____人
小学生	_____人
中学生等	_____人
計	_____人

2 施設整備費に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 敷地面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)

ウ 整備の区分

施設整備の区分(創設)

(初度設備相当加算の有無)

エ 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

オ 建物の構造 ( \_\_\_\_\_造)

(注) 1 各室ごとに室名、用途及び面積を明らかにした表を添付すること。(複合施設の場合は、施設全体の面積及び各施設ごとの面積を明らかにしたものであること。)

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 整備費内訳

ア 工事費	_____円 (1 m <sup>2</sup> 当たり _____円)
イ 工事事務費	_____円
ウ (小計)	_____円
エ その他の工事費	_____円
オ 初度設備	_____円
カ 合計	_____円

初度設備の内容

品目	数量	規格	単価	金額	整備目的及び必要理由
			円	円	
計					

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

ア 国庫補助金 \_\_\_\_\_円  
 イ ○○補助金 \_\_\_\_\_円  
 ウ 設置者負担金 \_\_\_\_\_円  
     (内訳) 一般財源 \_\_\_\_\_円  
           地方債 \_\_\_\_\_円  
           寄付金 \_\_\_\_\_円  
 エ 合計 \_\_\_\_\_円

(4) 施工計画

ア 直営・請負の別  
 イ 内示年月日  
 ウ 契約年月日  
 エ 着工年月日  
 オ 完成年月日  
 カ 事業開始年月日

(5) 平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権設定の有無  
 有・無

(6) その他参考事項

別紙 2

5 (2) 又は (3) の放課後児童クラブの間接補助の場合

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 (印)

平成 年度放課後児童クラブ整備費補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 施設の名称
- 3 申請額算出内訳 別紙(1)のとおり
- 4 事業計画

(設置主体から都道府県へ提出された申請書の事業計画の副本)

(別紙1の別紙(2)の様式を準用すること。)

(添付書類)

- ・ 都道府県(指定都市又は中核市)及び設置主体の歳入歳出予算書(見込書)抄本

放課後児童クラブ整備費申請額算出内訳

(整備区分:創設)

(施設の名称)


区 分	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の実支出 (予定) 額		差引額 (A-E) 円	算定基準による算定額	都道府県 補助基本額 円 J	都道府県 補助額 円 K	国庫補助 基本額 円 L	国庫補助 所要額 円 M
		面積等 B	単価 円 C						
工 事 費									
工 事 務 費									
初度設備相当加算									
( 小 計 )									
そ の 他 の 工 事 費									
合 計									

- (注) 1 B欄には、施設整備費の工事費の対象面積を記入すること。  
 2 C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。  
 3 工事事務費のD欄には、A欄の金額と工事費のD欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。  
 4 J欄には、D欄、F欄及びI欄の金額を比較して最も少ない金額を記入すること。  
 5 L欄には、J欄の金額に都道府県の補助すべき割合を乗じて得た額とK欄の金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。  
 6 M欄には、L欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

5 (1) の放課後児童クラブの直接補助の場合

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

指定都市の長  
中核市の長 

平成 年度児放課後児童クラブ整備費補助金の事業実績報告について

平成 年 月 日厚生労働省発雇児第 号で交付決定を受けた平成  
年度放課後児童クラブ整備費補助金に係る事業実績については、次の関係書類  
を添えて報告する。

- 1 精 算 額 金 円
- 2 施 設 の 名 称
- 3 精算額算出内訳 別紙(1)のとおり
- 4 事業実績報告書 別紙(2)のとおり
- 5 指定都市又は中核市の歳入歳出決算書(見込書)抄本

別紙(1)

放課後児童クラブ整備費精算額算出内訳

(整備区分：創設)

(施設の名称)

区分	支出 総事業費 円 A	対象経費の実支出額		差引額 (A-E) 円 F	算定基準による算定額			国庫補助 基 本 額 円 J	国庫補助 所 要 額 円 K	国庫補助 金 交 付 決 定 額 円 L	国庫補助 金 受 入 済 額 円 M	差引過 不足額 (K-M) 円 N
		面積等 B	単 価 円 C		面積等 G	単 価 円 H	金額 円 I					
工 事 費												
工 事 務 費												
初 度 設 備 相 当 加 算												
( 小 計 )												
そ の 他 の 工 事 費												
合 計												

(注) 1 B欄には、施設整備費の工事費の対象面積を記入すること。

2 C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。

3 工事事務費のD欄には、A欄の金額と工事費のD欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。

4 J欄には、D欄、F欄及びI欄の金額を比較して最も少ない金額を記入すること。

5 K欄には、J欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

事業実績報告書

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称

(2) 所在地

(3) 設置主体及び経営主体

(4) 利用（1日当たり）人員

乳幼児	_____	人
小学生	_____	人
中学生等	_____	人
計	_____	人

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

イ 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収地の別）

ウ 整備の区分

施設整備の区分（創設）

（初度設備相当加算の有無）

エ 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

オ 建物の構造（\_\_\_\_\_造）

(2) 支出済事業費総額

ア 工事費	_____	円（1 m <sup>2</sup> 当たり _____ 円）
イ 工事事務費	_____	円
ウ（小計）	_____	円
エ その他の工事費	_____	円
オ 初度設備	_____	円
カ 合計	_____	円

初度設備の内容

品目	数量	規格	単価	金額
			円	円
計				

（注）工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。



(3) 施工期間

- ア 契約年月日
- イ 内示年月日
- ウ 着工年月日
- エ 完成年月日
- オ 事業開始年月日

- (4) 平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権設定の有無  
有 ・ 無

(5) その他参考事項

(添付書類)

- 1 請負の場合は、工事請負契約書の写  
直営の場合は、支払領収書の写
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写  
(建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証)
- 3 各室ごとに室名、用途及び面積を明らかにした表  
(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- 4 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図  
(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 契約書(又は請書)の写
- 7 検収調書(又はそれに代わるもの)の写
- 8 車両内外主要部分の写真

番 号  
年 月 日

各 指定都市の長 殿  
中核市の長

社会福祉法人 ○○○○会  
理 事 長 ○○○○

施工業者  
株式会社 △△△建設  
代表取締役 △△△△

工 事 契 約 金 額 報 告 書

発注者（委託者）社会福祉法人○○○会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は、◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、国庫補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
当初○○工事請負契約	平成 年 月 日	金 円
○○変更（追加）契約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円
設計監理委託契約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円

5 (2) 又は (3) の放課後児童クラブの間接補助の場合

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 (印)

平成 年度放課後児童クラブ整備費補助金の事業実績報告について

平成 年 月 日厚生労働省発雇児第 号で交付決定を受けた平成  
年度放課後児童クラブ整備費補助金に係る事業実績については、次の関係書類  
を添えて報告する。

- 1 精 算 額 金 円
- 2 施 設 の 名 称
- 3 精算額算出内訳 別紙(1)のとおり
- 4 設置主体から都道府県へ提出された事業実績報告書副本  
(この事業実績報告書の記載内容及び添付書類は、別紙3の様式を準用  
すること。)
- 5 都道府県(指定都市又は中核市)及び設置主体の歳入歳出決算書(見  
込書)抄本

放課後児童クラブ整備費精算額算出内訳

(整備区分：創設)

(施設の名称)

区分	設置者の支出総事業費 A 円	対象経費の実支出額			寄付金 その他の収入 E 円	差引額 (A-E) F 円	算定基準による算定額			都道府県補助基本額 J 円	都道府県補助金支出額 K 円	国庫補助 基本額 L 円	国庫補助 所要額 M 円	国庫補助金 交付決定額 N 円	国庫補助金 受入済額 O 円	差引超過 不足額 (M-O) P 円
		面積等 B	単価 C 円	金額 D 円			面積等 G	単価 H 円	金額 I 円							
工 事 費																
工 事 務 費																
初年度設備相当加算																
( 小 計 )																
その他の工事費																
合 計																

- (注) 1 B欄には、施設整備費の工事費の対象面積を記入すること。  
 2 C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。  
 3 工事事務費のD欄には、A欄の金額と工事費のD欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。  
 4 J欄には、D欄、F欄及びI欄の金額を比較して最も少ない金額を記入すること。  
 5 L欄には、J欄の金額に都道府県の補助すべき割合を乗じて得た額とK欄の金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。  
 6 M欄には、L欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

放課後児童クラブ整備費補助金調書

平成 年度 厚生労働省所管 年金特別会計 子どものための金銭の給付勘定

(地方公共団体名)

国	地 方 公 共 団 体			出 考														
	歳 出 予 算 科 目	交 付 決 定 額 円	補 助 率	入			歳			備 考								
				科 目	予 算 現 額 円	収 入 済 額 円	科 目	予 算 現 額 円	うち国庫補助金相当額 円		支 出 済 額 円	うち国庫補助金相当額 円	翌 年 繰 越 額 円	うち国庫補助金相当額 円				
(項) 育成事業費 (大事項) 児童の健全育成に必要な経費 (目) 育成事業費 補助金  (積算内訳) 放課後児童クラブ整備費  主体工事費 その他の工事費 初度設備費等																		

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の補助金の額に応じて、記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分を目的内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行なわれた場合における翌年度における当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書（ ）をもって附記すること。
- 市町村が間接補助事業者等である場合における調書の作成は、本表に準ずること。この場合においては、本表中「国」とあるのは「都道府県」と、「地方公共団体」とあるのは「市町村」とし、歳出の予算現額欄、支出済額欄及び翌年度繰越額欄の次にそれぞれ「うち間接補助金等相当額」の欄を設けること。



平成 年度放課後児童クラブ整備費補助金による施設の工事進捗状況報告

(都道府県、指定都市又は中核市名)

施設名	設置主体	国庫補助額 A 円	12月末日の 出 来 高 B %	3月末日まで の出来高見込 C %	繰越見込高 D (100-C)%	繰越見込額 E (A×D) 円	備 考
合	計						

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長



平成 年度放課後児童クラブ整備費補助金の  
年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条後段の規定により、別紙のとおり報告する。





番 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長 印

平成 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号により交付決定のあった放課後児童クラブ  
整備費補助金について、交付要綱 8（8）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条に基づく額の確定額又は  
事業実績報告額  
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除  
額（要国庫補助金等返還相当額）  
金 円
- 3 添付書類  
2 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等